

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月8日
【会社名】	株式会社小僧寿し
【英訳名】	Kozosushi Co.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木村 育生
【本店の所在の場所】	東京都中央区築地三丁目9番9号
【電話番号】	(03)6226-4400(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経理財務本部長 佐藤 憲治
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区築地三丁目9番9号
【電話番号】	(03)6226-4400(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経理財務本部長 佐藤 憲治
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 3,388,400円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 366,308,400円
	(注)1.本募集は、平成25年11月8日(金)開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの付与を目的として、新株予約権を発行するものであります。 2.申込数が募集の上限数に達しなかったこと等により割り当てられる新株予約権の数が減少した場合には、募集金額は減少いたします。 3.新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少いたします。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	17,200個（新株予約権1個につき100株） （注）上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数が募集の上限数に達しなかったこと等により割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。
発行価額の総額	3,388,400円 （注）上記発行価額の総額は上限の発行価額の総額を示したものであります。
発行価格	新株予約権1個につき197円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成25年11月28日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社小僧寿し 経理財務本部
払込期日	平成25年11月28日
割当日	平成25年11月28日
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 西池袋支店

（注）1．第2回新株予約権（以下「本新株予約権」という）は、平成25年11月8日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

2．申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込書を提出するものとします。

3．本新株予約権の募集は、新たに代表取締役社長に就任予定の当社の顧問に対して、より積極的に中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を図ることを目的として、その意欲及び士気を向上させ株主との利害共有化を図ることを目的として、有償にて新株予約権を発行するものであります。なお、既存取締役、従業員並びに加盟者は平成24年8月14日に開示の「新株予約権（有償ストックオプション）の発行に関するお知らせ」にありますように、すでにストックオプションの権利を得ているため、今回新任の代表取締役予定者のみ発行を決議するものであります。

4．本新株予約権と引換えに払い込む金銭は、本新株予約権1個当たり197円とします。なお、当該金銭は、第三者評価機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルである多変量数値解析法によって算出した結果を参考に決定したものであります。

5．本募集の対象となる人数及び内訳は、以下のとおりであります。なお、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

割当対象者	人数（名）	割当新株予約権数（個）
当社顧問	1	17,200
合計	1	17,200

（注） 当社顧問である大西好祐氏は、平成25年12月3日開催予定の臨時株主総会において取締役に選任され、その後開催予定の取締役会において代表取締役に選定される予定であります。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	1,720,000株 (新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という)は100株とします。) ただし、付与株式数は(注)1.の定めにより調整されることがあります。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その本新株予約権1個当たりの価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。 2. 行使価額 1株当たり 211円 また、(注)2.の定めにより調整されることがあります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金362,920,000円 (注) 上記株式の発行価額の総額は上限の発行価額の総額を示したものであり、申込数が募集の上限数に達しなかったこと等により割り当てる新株予約権の数が減少した場合には、株式の発行価額の総額は減少いたします。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少いたします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額を加えた額を、付与株式数で除した額とします。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とします。
新株予約権の行使期間	平成27年4月1日から平成37年11月27日まで (注) 行使期間の最終日が当社の株主名簿管理人(会社法第123条に定める株主名簿管理人をいい、以下同様とする。)の営業日でない場合は、その前営業日を最終日とします。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	受付場所 株式会社小僧寿し 経理財務本部 取次場所 該当事項はありません。 払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 西池袋支店

新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権者は、平成26年12月期の事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書(以下、「当社連結損益計算書」といい、連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書)における営業利益が黒字化達成の場合にのみ本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとします。</p> <p>2. 1.の行使の条件を達成した場合において、権利行使期間中に、東京証券取引所における当社株式の普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額の150%を上回った場合、当該時点以降、新株予約権者は残存する全ての新株予約権を行使価額で1年以内に行使しなければならないものとする。また、新株予約権者は東京証券取引所における当社株式の普通株式の普通取引終値が以下の各期間についてそれぞれ定める水準(以下、「条件判断水準」といい、1円未満の端数は切り捨てる。)を一度でも下回った場合、行使を行うことはできないものとします。</p> <p>(a) 平成25年11月28日から平成27年11月27日まで、条件判断水準 行使価額の50%</p> <p>(b) 平成27年11月28日から平成29年11月27日まで、条件判断水準 行使価額の75%</p> <p>(c) 平成29年11月28日から平成37年11月27日まで、条件判断水準 行使価額の100%</p> <p>3. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。</p> <p>4. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めません。</p> <p>5. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。</p> <p>6. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができます。</p> <p>(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記新株予約権の行使の条件に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができます。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。 2. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とします。 3. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定します。 4. 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記新株予約権の行使時の払込金額で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記「3. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。 5. 交付する新株予約権の行使期間 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、行使期間の末日までとします。 6. 交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の定めるところと同様とします。 7. 交付する新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」の定めるところと同様とします。 8. 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。 9. 交付する新株予約権の取得 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」の定めるところと同様とします。 10. その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。
--------------------------	--

（注）1. 新株予約権の目的となる株式の数の調整

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整することができます。

2. 行使価額の調整

割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整します。

当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる本新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しないものとします。

4. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

5. 新株予約権行使の効力発生時期

本新株予約権行使の効力は、本新株予約権行使請求に要する書類が行使請求の受付場所に到達し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の金額が行使請求の払込取扱場所に払い込まれたときに生じるものとし、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式は、当該本新株予約権を行使する者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した当該新株予約権者名義の口座に記録されることにより交付されます。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】**(1)【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額(円) (注)1.	発行諸費用の概算額(円) (注)2.	差引手取概算額(円)
366,308,400	10,000,000	356,308,400

(注)1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額3,388,400円に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額362,920,000円を合算したものであります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 行使価額が調整された場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少します。

(2)【手取金の使途】

今回の募集は、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めるためにストックオプションの付与を目的として、当社顧問に対し実施されるものであり、資金調達を主たる目的としておりません。

また、本新株予約権の行使による資金の払込は、本新株予約権の割当を受けた者の判断によるため、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。したがって、行使による手取金は、運転資金に充当する予定ですが、具体的な使途及び金額については、払込のなされた時点の資金繰り状況に応じて決定いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、本新株予約権の発行の他、有利子負債の早期返済を目的として、平成25年11月8日開催の取締役会において、第三者割当による株式の発行を決議しております。

(本株式の概要)

(1) 払込期日	平成25年11月28日
(2) 発行新株式数	1,611,375株
(3) 発行価額	340,000,125円(1株当たり211円)
(4) 調達資金の額	340,000,125円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によります。 (大西好祐)
(6) その他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスク

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第45期）及び第2四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成25年11月8日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年11月8日）現在において変更の必要はないと判断しており、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

2. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第45期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成25年11月8日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

（平成25年3月29日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成25年3月27日に開催されました当社第45期定時株主総会における議決権行使結果を金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2により提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年3月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

会社法第452条の規定に基づき、以下のとおり、その他資本剰余金の一部を減少させて繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損を填補するものであります。

(1) 減少する剰余金の項目及び額

その他資本剰余金 860,954,400円

(2) 増加する剰余金の項目及び額

繰越利益剰余金 860,954,400円

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、木村育生、大野克司、三浦広義、前田俊二及び佐藤憲治を選任する。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、楨村正美及び高谷覚を選任する。

(3) 議決権の状況

議決権を有する株主数	8,382名
総議決権個数	140,897個

(4) 議決権行使状況

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の割合 （賛成の割合）	
第1号議案 剰余金の処分の件	74,081	606	0	(注)1	可決	(99.19%)
第2号議案 取締役5名選任の件				(注)2		
木村 育生	74,031	656	0		可決	(99.12%)
大野 克司	74,036	651	0		可決	(99.13%)
三浦 広義	74,057	630	0		可決	(99.16%)
前田 俊二	74,058	629	0		可決	(99.16%)
佐藤 憲治	74,011	676	0		可決	(99.10%)
第3号議案 監査役2名選任の件				(注)2		
槇村 正美	74,154	533	0		可決	(99.29%)
高谷 覚	74,183	504	0		可決	(99.33%)

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(5) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権数は加算しておりません。

(平成25年8月28日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成25年8月23日開催の取締役会決議において、平成25年10月1日を効力発生日として、当社の寿し直営事業のうち店舗運営業務に係る事業について会社分割により分社化し、新たに設立する株式会社東京小僧寿しに承継させることを決議いたしましたので、金融商品取引法第24の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

イ. 新設分割の目的

当社グループでは今期の政策の柱として直営の優良店の営業権販売、また社員独立という形で優良フランチャイジーの育成を進めております。将来的には加盟店比率を7割以上に拡大し加盟店サポート主体の本部体制を構築することで、安定したロイヤリティ収入を得るとともに店舗や本部の管理コストを削減してまいります。

この計画の一環として直営店舗の営業機能の分社独立を行います。分社した新設会社では、店舗マネジメント強化や顧客満足度向上に特化することで、売上を含めた店舗価値の向上を図り上記の優良フランチャイジーへの転換を促進いたします。また、営業機能の分割後の当社では加盟店サポート体制への切り替えを進めてまいります。

ロ．新設分割の方法

当社を分割会社とし、新設会社を承継会社とする分社型新設分割です。なお、本分割につきましては、会社法第805条の規定に基づく簡易分割の要件を満たすため、株主総会の承認は省略いたします。

ハ．新設分割に係る割当ての内容

新設会社は普通株式200株を発行し、そのすべてを当社に割り当てます。

ニ．その他の新設分割計画の内容

(1) 新設分割に係る日程

分割計画承認取締役会	平成25年8月23日
承継会社設立年月日	平成25年10月1日（予定）
分割期日（効力発生日）	平成25年10月1日（予定）

(2) その他の内容

当社が平成25年8月23日開催の取締役会で承認した新設分割計画の内容は、後述の新設分割計画書の通りであります。

ホ．新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

上記割当て株式数については、新設会社が本件分割に際して発行する株式の全てが当社に割当て交付されることから、新設会社の資本金等を考慮し、上記株式数を当社に交付することが相当であるとの判断に基づき、当社が決定したものであります。

ヘ．新設分割の後の新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(1) 商号	株式会社東京小僧寿し
(2) 本店の所在地	東京都中央区築地三丁目9番9号
(3) 代表者の氏名	代表取締役社長 木村 育生
(4) 資本金の額	10,000,000円
(5) 純資産の額	10,000,000円
(6) 総資産の額	10,000,000円
(7) 事業内容	持ち帰り寿し事業

新設分割計画書

株式会社小僧寿し(以下「当社」という。)は、当社が寿し直営事業のうち店舗運営業務に係る事業(以下「本事業」という。)に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社東京小僧寿し(以下「新設会社」という。)に承継させる新設分割(以下「本分割」という。)に関し、次のとおり新設分割計画書(以下「本計画」という。)を作成する。

第1条(本分割)

当社は、会社法に定める新設分割の方法により、本事業の権利義務等を新設会社に承継させる。

第2条(新設会社の定款記載事項)

1. 新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

- (1) 目的 : 後述の「定款」第2条に記載しております
- (2) 商号 : 株式会社東京小僧寿し
- (3) 本店の所在地 : 東京都中央区
- (4) 発行可能株式総数 : 1,000株

2. 新設会社の本店所在地は東京都中央区築地三丁目9番9号とする

3. 前項に掲げるもののほか、新設会社の定款で定める事項は、後述の「定款」に記載のとおりとする。

第3条(新設会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名)

新設会社の設立時取締役及び設立時監査役は次のとおりとする。

- (1) 設立時取締役 : 木村育生、島村忠司、内藤浩貴、坂上武司、前田俊二、佐藤憲治
- (2) 設立時監査役 : 槇村正美

第4条(新設会社が本分割により当社から承継する権利義務に関する事項)

1. 新設会社は、本分割に際して後述の「承継権利義務明細表」に記載のとおり当社から資産その他の権利義務を承継する。

2. 前項の規定により新設会社が当社から承継する債務については、重畳的債務引受の方法によるものとする。

但し、当社と新設会社間においては新設会社がかかる債務の全部を負担し、当社がかかる債務の弁済を行ったときは、新設会社は当社の請求に基づきその弁済額の全額及び弁済に要した費用を直ちに支払わなければならない。

第5条(新設会社が本分割に際して交付する株式)

新設会社は、本分割に際して普通株式200株を発行し、そのすべてを前条に定める権利義務に代えて、当社に対し交付する。

第6条(新設会社の資本金及び準備金の額)

新設会社の資本金及び資本準備金の額は、次のとおりとする。なお、その他資本剰余金の額は、会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から、下記資本金及び資本準備金の合計額を減じて得た額とする。

- (1) 資本金の額 : 10,000,000円
- (2) 資本準備金の額 : 0円

第7条(分割期日)

新設会社の設立の登記をすべき日(以下「分割期日」という。)は、平成25年10月1日とする。但し、手続の進行上の必要性その他の事情により必要な場合には、当社の取締役会決議によりこれを変更することができる。

第8条（簡易分割）

当社は、会社法第805条の規定に基づき、同法第804条第1項の株主総会の承認を受けることなく、本分割を行う。

第9条（競業避止義務）

当社は、新設会社の成立の日後においても、本件事業について法令（会社法第21条を含む）によるか否かを問わず、競業避止義務を負わないものとする。

第10条（事情変更）

本計画の作成後、分割期日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、当社の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合には、当社の取締役会決議により、本計画を変更し、又は本分割を中止することができる。

第11条（その他の事項）

本計画に定めるもののほか、本分割に必要な事項は、本計画の趣旨に従って当社の取締役会がこれを定める。

平成25年8月23日

東京都中央区築地三丁目9番9号
株式会社小僧寿し
代表取締役社長 木村 育生

株式会社東京小僧寿し定款

第1章 総則

（商号）

第1条 当社は、株式会社東京小僧寿しと称し、英文ではTokyo Kozosushi Co.,LTD.と称する。

（目的）

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 寿司、弁当、惣菜の製造及び販売
2. 和菓子、洋菓子、麺類、乳製品、パン、インスタント食品、飲料水の製造及び販売
3. レストラン並びに音楽歌唱施設の経営
4. 酒類の販売
5. 通信販売業
6. 前各号に附帯関連する一切の事業

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

（公告方法）

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

（機関の設置）

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

第2章 株式

（発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,000株とする。

（株券の不発行）

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

（株式取扱規程）

第9条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱は、取締役会の決議により定める株式取扱規程による。

（基準日）

第10条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

- 2) 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

（招集手続）

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に招集する。

- 2) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって代表取締役が招集する。ただし、代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が招集する。
- 3) 株主総会を招集するには、株主総会の日の1週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、議決権を有する株主全員の同意があるときはこの限りではない。

（議長）

第12条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（決議方法）

第13条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2) 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

（株主総会の決議の省略）

第14条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、当該事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面又は電磁的記録によって当該提案に同意した時は、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

（議決権の代理行使）

第15条 株主総会において、株主またはその法定代理人が、代理人をもって議決権を行使しようとする場合は、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

- 2) 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

（株主総会議事録）

第16条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第4章 取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第17条 当会社の取締役は、3名以上10名以内とする。

（取締役の選任及び解任の方法）

第18条 当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2) 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2) 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第20条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。

- 2) 取締役会の決議により、取締役の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。
- 3) 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選定することができる。

（取締役会の招集）

第21条 取締役会は代表取締役が招集する。代表取締役に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集する。

- 2) 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。
- 3) 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

（決議の方法）

第22条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議等の省略）

第23条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

- 2) 取締役又は監査役が取締役及び監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

（取締役会議事録）

第24条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

（取締役会規程）

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

（取締役の責任免除）

第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

（取締役の報酬等）

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議をもって定める。

第5章 監査役

（監査役の数）

第28条 当会社の監査役は、2名以内とする。

(監査役の選任及び解任の方法)

第29条 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

2) 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2) 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了すべき時までとする。

(監査役の責任免除)

第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(監査役の報酬等)

第32条 監査役の報酬等については、株主総会の決議をもって定める。

第6章 計算

(事業年度)

第33条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第34条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録ある株主又は登録株式質権者(以下「株主等」という。)に対して剰余金の配当を行う。

2) 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第35条 剰余金の配当が、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

第7章 附則

(設立の方法)

第36条 当社の設立の方法は、会社法第762条の新設分割による。

(最初の事業年度)

第37条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から平成25年12月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第38条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

(附則の排除)

第39条 本附則は、最初の定時株主総会の終結をもって削除する。

承継権利義務明細表

新設会社が、平成25年10月1日を効力発生日とする会社分割により、当社から承継する資産、債務・負債、契約関係その他の権利義務は、次に定めるとおりとする。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債の額の評価については、平成25年6月30日現在の当社の貸借対照表を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加減した上で確定する。

1. 承継する資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産

流動資産

現金及び預金 10,000,000円

2. 承継する債務

新設会社は本事業に関する負債を承継しない。

3. 承継する雇用契約

本事業に主として従事する従業員（派遣社員等は含まない）との間の雇用契約は承継される。ただし、新設会社の成立の日の前日までに当社及び当該各従業員が別途の取扱いに同意した場合はこの限りではない。

4. その他の権利義務

(1) 知的財産等

知的財産は承継しないものとし、そのうち新設会社が本事業に使用するものについては、当社が新設会社に使用許諾する。

(2) 許認可等

本事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、当社が引き続き保有する必要のあるものを除く。

(平成25年10月7日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成25年10月3日開催の取締役会において、代表取締役の異動について決議及び内定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る代表取締役の氏名、職名及び生年月日

新たに代表取締役になる者

(氏名) : 大西 好祐

(新役職名) : 代表取締役社長

(旧役職名) : -

(生年月日) : 昭和38年7月28日生

(注) 平成25年12月3日開催予定の臨時株主総会での選任手続きを経た後、同日に開催予定の取締役会において代表取締役社長に就任予定であります。

代表取締役でなくなる者

(氏名) : 木村 育生

(新役職名) : -

(旧役職名) : 代表取締役社長

(生年月日) : 昭和33年7月8日生

(2) 当該異動の年月日

平成25年10月3日（取締役会決議日）

平成25年12月3日（就退任日）

(3) 当該異動の日における当該代表取締役の所有株式数

（氏名） （所有株式数）

大西 好祐 - 株

木村 育生 - 株

（注） 所有株式数は提出日現在におけるものであります。

(4) 新たに代表取締役になる者についての主要略歴

（氏名） （略歴）

大西 好祐 昭和62年6月 三菱商事入社
平成16年11月 アメリカ合衆国コロンビア特別区
控訴裁判所弁護士登録
平成17年1月 大西法律事務所（米国・コロンビア特別区）開設
平成17年11月 アメリカ合衆国連邦第二巡回区
控訴裁判所弁護士登録
平成20年4月 アメリカ合衆国連邦最高裁判所弁護士登録
平成25年12月 当社代表取締役社長（就任予定）

[次へ](#)

3．最近の業績の概要

平成25年11月8日開催の取締役会において決議された第46期第3四半期連結累計期間（自平成25年7月1日至平成25年9月30日）に係る四半期連結貸借対照表および四半期連結損益計算書は以下のとおりであります。なお、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令 第64号）に基づいて作成したものではありません。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,034,830	972,242
受取手形及び売掛金	402,586	283,455
有価証券	100,000	-
商品	637,719	571,630
貯蔵品	16,634	34,622
繰延税金資産	27,532	-
その他	220,039	367,660
貸倒引当金	36,247	44,743
流動資産合計	3,403,095	2,184,867
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	3,982,524	2,053,587
減価償却累計額	3,269,709	1,733,434
建物及び構築物（純額）	712,814	320,153
機械装置及び運搬具	288,280	57,601
減価償却累計額	274,541	57,201
機械装置及び運搬具（純額）	13,739	399
工具、器具及び備品	1,256,650	804,777
減価償却累計額	1,164,611	746,554
工具、器具及び備品（純額）	92,038	58,223
土地	869,033	495,668
リース資産	461,045	30,457
減価償却累計額	252,291	7,277
リース資産（純額）	208,753	23,179
建設仮勘定	26,552	10,682
有形固定資産合計	1,922,933	908,306
無形固定資産		
のれん	456,869	-
その他	48,344	27,552
無形固定資産合計	505,214	27,552
投資その他の資産		
投資有価証券	7,322	7,282
敷金及び保証金	1,303,690	1,049,112
長期前払費用	19,701	39,457
破産債権等に準ずる債権	355,658	326,064
その他	27,059	79,372
貸倒引当金	191,874	235,092
投資その他の資産合計	1,521,558	1,266,197
固定資産合計	3,949,706	2,202,056
資産合計	7,352,802	4,386,923

(単位:千円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,785,674	680,777
短期借入金	200,000	200,000
1年内返済予定の長期借入金	178,008	201,200
リース債務	107,195	6,396
未払金	1,204,068	620,948
未払法人税等	115,282	77,931
賞与引当金	19,311	12,729
ポイント引当金	88,000	-
資産除去債務	61,618	9,525
その他	188,155	189,969
流動負債合計	3,947,314	1,999,477
固定負債		
長期借入金	636,924	224,500
リース債務	161,941	17,942
長期未払金	35,637	22,095
資産除去債務	524,700	377,265
その他	181,930	195,980
固定負債合計	1,541,134	837,783
負債合計	5,488,448	2,837,261
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,598,501	1,848,501
資本剰余金	1,213,548	602,594
利益剰余金	948,670	898,277
自己株式	7,255	7,270
株主資本合計	1,856,123	1,545,548
新株予約権	8,229	4,114
純資産合計	1,864,353	1,549,662
負債純資産合計	7,352,802	4,386,923

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(四半期連結損益計算書)

(第 3 四半期連結累計期間)

(単位：千円)

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成24年 1 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成25年 1 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
売上高	14,135,767	11,808,708
売上原価	6,121,996	5,531,916
売上総利益	8,013,771	6,276,791
販売費及び一般管理費	8,423,589	6,649,735
営業損失 ()	409,818	372,943
営業外収益		
受取利息	4,203	1,747
受取賃貸料	57,379	132,106
その他	30,903	31,361
営業外収益合計	92,485	165,215
営業外費用		
支払利息	772	13,844
賃貸資産関連費用	53,590	133,245
その他	21,235	26,300
営業外費用合計	75,599	173,390
経常損失 ()	392,931	381,119
特別利益		
固定資産売却益	-	19,915
関係会社株式売却益	-	290,874
事業譲渡益	-	152,537
賃貸借契約解約補償金	8,802	-
受取補償金	8,828	-
その他	-	7,313
特別利益合計	17,630	470,640
特別損失		
固定資産売却損	1,478	-
固定資産除却損	20,892	48,821
減損損失	70,202	570,258
早期割増退職金	-	209,396
特別損失合計	92,573	828,475
税金等調整前四半期純損失 ()	467,874	738,954
法人税、住民税及び事業税	89,447	71,607
法人税等調整額	6,552	-
法人税等合計	82,895	71,607
少数株主損益調整前四半期純損失 ()	550,769	810,562
少数株主利益	1,515	-
四半期純損失 ()	552,285	810,562

(四半期連結包括利益計算書)
(第3四半期連結累計期間)

(単位:千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	550,769	810,562
その他の包括利益		
その他の包括利益合計	-	-
四半期包括利益	550,769	810,562
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	552,285	810,562
少数株主に係る四半期包括利益	1,515	-

[次へ](#)

（３）継続企業の前提に関する注記
該当事項はありません。

(4) 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

当社は、平成25年5月27日付で、株式会社夢真メディカルサポート、株式会社ユニテックソフト、株式会社我喜大笑及び株式会社アドバンスドキャピタルから第三者割当増資の払込みを受けました。この結果、当第3四半期連結累計期間において資本金が250,000千円、資本準備金が250,000千円増加し、当第3四半期連結会計期間末において資本金が1,848,501千円、資本剰余金が602,594千円となっております。

(5) セグメント情報等

前第3四半期連結累計期間(自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	持ち帰り寿し 事業等	寿し宅配事業	寿しFC事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	9,482,571	3,204,482	1,448,714	14,135,767	-	14,135,767
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	7,193	7,193	7,193	-
計	9,482,571	3,204,482	1,455,907	14,142,961	7,193	14,135,767
セグメント利益又は損失 ()	44,059	36,879	156,170	148,991	558,809	409,818

(注)1. セグメント利益の調整額には、各報告セグメントに配分していない全社費用558,809千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社の本社管理部門の配賦不能営業費用であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「持ち帰り寿し事業等」セグメント並びに「寿し宅配事業」セグメントにおいて、店舗資産の減損損失を計上しております。なお、当第3四半期連結累計期間においてのそれぞれの減損損失の計上額は、「持ち帰り寿し事業等」50,340千円、「寿し宅配事業」19,861千円であります。

当第3四半期連結累計期間(自平成25年1月1日 至平成25年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	持ち帰り寿し 事業等	寿しFC事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	9,687,263	2,121,445	11,808,708	-	11,808,708
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	9,687,263	2,121,445	11,808,708	-	11,808,708
セグメント利益又は損失()	28,602	164,106	135,503	508,447	372,943

(注)1. セグメント利益の調整額には、各報告セグメントに配分していない全社費用508,447千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社の本社管理部門の配賦不能営業費用であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 第1四半期連結会計期間において、「寿し宅配事業」における株式会社札幌海鮮丸の当社が保有する全株式を売却し、株式会社札幌海鮮丸は連結の範囲から除外されました。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「持ち帰り寿し事業等」セグメント並びに「寿しFC事業」セグメントにおいて、店舗資産およびのれんの減損損失を計上しております。

減損損失の計上額は、それぞれ「持ち帰り寿し事業等」537,484千円、「寿しFC事業」32,774千円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

第1四半期連結会計期間において、「寿し宅配事業」における株式会社札幌海鮮丸の全株式を売却しております。

なお、当該事象によるのれんの減少額は、当第3四半期連結累計期間において71,113千円であります。

また、当第3四半期連結会計期間において、「持ち帰り寿し事業等」における連結子会社である茶月東日本に関するのれんを、当初想定していた収益が見込めなくなったことから、全額減損損失としております。

なお、当該事象によるのれんの減少額は、当第3四半期連結累計期間において348,426千円であります。

(6) 重要な後発事象

(新設分割)

当社は、平成25年8月23日開催の取締役会において、平成25年10月1日を効力発生日として、当社の寿し直営事業のうち店舗運営業務に係る事業について会社分割により分社化し、新たに設立する株式会社東京小僧寿しに承継させることを決議し、平成25年10月1日より事業を開始しております。

1. 新設分割の目的

当社グループでは今期の政策の柱として直営の優良店の営業権販売、また社員独立という形で優良フランチャイジーの育成を進めております。将来的には加盟店比率を7割以上に拡大し加盟店サポート主体の本部体制を構築することで、安定したロイヤリティー収入を得るとともに店舗や本部の管理コストを削減してまいります。この計画の一環として直営店舗の営業機能の分社独立を行います。分社した新設会社では、店舗マネジメント強化や顧客満足度向上に特化することで、売上を含めた店舗価値の向上を図り上記の優良フランチャイジーへの転換を促進いたします。また、営業機能の分割後の当社では加盟店サポート体制への切り替えを進めてまいります。

2. 新設分割の方法

当社を分割会社とし、新設会社を承継会社とする分社型新設分割です。なお、本分割につきましては、会社法第805条の規定に基づく簡易分割の要件を満たすため、株主総会の承認は省略いたしました。

3. 新設分割に係る割当ての内容

新設会社は普通株式200株を発行し、そのすべてを当社に割り当てます。

4. その他の新設分割計画の内容

新設分割に係る日程

分割計画承認取締役会	平成25年8月23日
承継会社設立年月日	平成25年10月1日
分割期日（効力発生日）	平成25年10月1日

5. 新設分割の後の新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(1)商号	株式会社東京小僧寿し
(2)本店の所在地	東京都中央区築地三丁目9番9号
(3)代表者の氏名	代表取締役社長 木村 育生
(4)従業員数	27名
(5)資本金の額	10,000,000円
(6)純資産の額	10,000,000円
(7)総資産の額	10,000,000円
(8)事業内容	持ち帰り寿し事業
(9)規模（直近期の売上高）	7,915百万円

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第45期)	自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日	平成25年3月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第46期)	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	平成25年8月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 8月12日

株式会社小僧寿し

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 金野 栄太郎 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中里 直記 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社小僧寿しの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年1月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社小僧寿し及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年8月6日開催の取締役会において、株式会社三誠食品に対して回転寿司事業を譲渡することを決議した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成 25 年 3 月 27 日

株式会社小僧寿し

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	金野栄太郎	印
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	中里直記	印
----------------	-------	------	---

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社小僧寿しの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社小僧寿し及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年1月18日開催の取締役会において、新規事業として直営店舗の転換による新規加盟店の募集を開始することを決議した。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年1月18日開催の取締役会において、希望退職者の募集を行うことを決議した。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年2月14日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社札幌海鮮丸の会社保有株式全てを売却することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成23年12月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して平成24年3月22日付けで無限定適正意見を表明している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社小僧寿しの平成24年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社小僧寿しが平成24年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成 25 年 3 月 27 日

株式会社小僧寿し

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	金野栄太郎	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	中里直記	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社小僧寿しの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社小僧寿しの平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年1月18日開催の取締役会において、新規事業として直営店舗の転換による新規加盟店の募集を開始することを決議した。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年1月18日開催の取締役会において、希望退職者の募集を行うことを決議した。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年2月14日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社札幌海鮮丸の会社保有株式全てを売却することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成23年12月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成24年3月22日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。